

第 17 回理事会議案書

公益財団法人

愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

第17回理事会

【議案】

第1号議案 会長代行の選定について

第2号議案 職員の給与に関する規程の一部改正について

【議 案】

第 1 号議案 会長代行の選定について

会長代行は、以下のとおりとする。

氏 名	所 属 等
嶋尾 正	愛知県商工会議所連合会会長 (名古屋商工会議所会頭)

第2号議案 職員の給与に関する規程の一部改正について

職員の給与に関する規程の一部を以下のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第23条 <省略></p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（一般職職員でその職務の級が7級以上であるもの（これらの職員のうち、会長が別に定める職員を除く。第26条第2項において「特定管理職員」という。）にあっては100分の100、専門職職員にあっては<u>100分の165</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) <省略></p> <p>3～5 <省略></p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 <省略></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、会長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、<u>一般職職員に支給する勤勉手当の額の総額は、一般職職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の120</u>）を乗じて得た額</u>の総額を超えてはならない。</p> <p>3～5 <省略></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第23条 <省略></p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（一般職職員でその職務の級が7級以上であるもの（これらの職員のうち、会長が別に定める職員を除く。第26条第2項において「特定管理職員」という。）にあっては100分の100、専門職職員にあっては<u>100分の162.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) <省略></p> <p>3～5 <省略></p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 <省略></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、会長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の115</u>）を乗じて得た額を超えてはならない。</p> <p>3～5 <省略></p>

改正後	改正前
<p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第 33 条 第 2 章、第 3 章のうち第 2 節、第 4 節及び第 6 節から第 8 節まで並びに第 5 章のうち第 29 条から第 31 条までの規定は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成 12 年法律第 50 号)に基づき法人に派遣された職員(以下「派遣職員」という。)で第 12 条に規定する管理職手当の支給を受ける者には適用しない。</p> <p>2～4 <省略></p> <p>附 則 (派遣職員の地域手当)</p> <p>2 当分の間、愛知県職員又は名古屋市職員の身分を有する派遣職員の第 14 条第 2 項の規定の適用については、「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「管理職手当の月額」と、「100 分の 8.5」とあるのは「100 分の 8.5 (名古屋市職員の身分を有する者にあつては 100 分の 15)」と読み替えるものとする。</p> <p>(派遣職員の期末手当)</p> <p>3 <u>愛知県職員の身分を有する派遣職員の第 23 条第 3 項の規定の適用については、「職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「当該職員に適用される職員の給与に関する条例(昭和 42 年愛知県条例第 3 号)に定める給料月額に 100 分の 25 を超えない範囲内で会長が別に定める割合を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 名古屋市職員の身分を有する派遣職員には、第 23 条に規定する期末手当を支給しない。</p>	<p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第 33 条 第 2 章、第 3 章のうち第 2 節、第 4 節及び第 6 節から第 8 節まで並びに第 5 章のうち第 29 条から第 31 条までの規定は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成 12 年法律第 50 号)に基づき法人に派遣された職員で第 12 条に規定する管理職手当の支給を受ける者には適用しない。</p> <p>2～4 <省略></p> <p>附 則 (派遣職員の地域手当の適用)</p> <p>2 当分の間、愛知県職員又は名古屋市職員の身分を有する者のうち公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成 12 年法律第 50 号)(以下「派遣法」という。)に基づき、法人に派遣された職員の第 14 条に規定する地域手当の適用については、「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「管理職手当の月額」と、「100 分の 8.5」とあるのは「100 分の 8.5 (名古屋市職員の身分を有する者にあつては 100 分の 15)」と読み替えるものとする。</p> <p>(派遣職員の期末手当の適用)</p> <p>3 名古屋市職員の身分を有する者のうち派遣法に基づき、法人に派遣された職員は、第 23 条に規定する期末手当を支給しない。</p>

改正後	改正前
<p>(派遣職員の勤勉手当)</p> <p>5 <u>派遣職員の第 26 条第 3 項の規定の適用については、「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、愛知県職員の身分を有する者にあつては「当該職員に職員の給与に関する条例（昭和 42 年愛知県条例第 3 号）第 21 条第 1 項により勤勉手当を支給するとした場合における同条第 2 項に規定する勤勉手当基礎額」と、名古屋市職員の身分を有する者にあつては「当該職員に職員の給与に関する条例（昭和 26 年名古屋市条例第 5 号）第 20 条の 2 第 1 項により勤勉手当を支給するとした場合における同条第 2 項に規定する勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。</u></p>	

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1 一般職給料表（第8条関係）

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	153,700	203,300	240,000	272,400	297,700	326,900	371,600	417,900	469,400	534,200
2	154,800	205,100	241,700	274,100	299,900	329,100	374,300	420,400	472,600	537,200
3	156,100	207,000	243,200	275,700	302,100	331,500	376,700	422,900	475,600	540,400
4	157,200	208,800	244,700	277,500	304,100	333,700	379,400	425,400	478,700	543,500
5	158,300	210,300	246,100	279,200	306,000	336,000	381,300	427,300	481,800	546,700
6	159,400	212,200	247,700	281,100	308,000	338,000	383,900	429,700	484,900	549,100
7	160,600	214,000	249,200	282,900	309,900	340,300	386,300	431,800	487,900	551,600
8	161,700	215,900	250,800	285,000	311,500	342,500	388,800	434,100	491,100	554,100
9	162,700	217,500	251,900	286,900	313,400	344,500	391,300	436,100	493,900	556,500
10	164,100	219,300	253,400	289,000	315,800	346,700	394,000	438,300	497,000	558,400
11	165,500	221,200	255,000	290,900	318,100	348,800	396,700	440,400	500,100	560,200
12	166,800	223,000	256,300	292,900	320,400	351,000	399,500	442,600	503,300	562,200
13	168,000	224,500	257,800	294,800	322,600	352,900	401,900	444,300	506,100	563,900
14	169,600	226,300	259,100	296,700	324,700	354,900	404,300	446,200	508,400	565,400
15	171,100	228,000	260,400	298,200	327,000	357,000	406,500	448,200	510,800	566,700
16	172,700	229,900	261,600	299,600	329,100	359,000	409,000	450,300	513,100	567,800
17	173,900	231,500	263,000	301,500	331,100	360,800	410,800	452,200	515,300	569,100
18	175,300	233,300	264,400	303,500	333,100	362,800	412,900	454,000	516,700	570,200
19	176,700	234,900	265,800	305,700	335,200	364,600	414,800	455,900	518,200	571,100
20	178,200	236,400	267,400	307,700	337,200	366,600	416,700	457,600	519,700	572,000
21	179,500	237,800	269,000	309,700	338,900	368,500	418,600	459,500	520,900	572,900
22	182,100	239,400	270,700	311,800	341,100	370,500	420,500	461,000	522,300	
23	184,600	241,000	272,400	313,900	343,100	372,500	422,300	462,400	523,900	
24	187,200	242,600	274,000	316,000	345,300	374,500	424,200	464,000	525,400	
25	189,600	243,600	275,900	317,700	346,700	376,500	426,100	465,400	526,500	
26	191,400	245,100	277,700	319,900	348,700	378,500	427,600	466,700	527,700	
27	193,000	246,500	279,400	321,900	350,600	380,500	429,200	468,100	528,900	
28	194,800	247,700	281,200	324,000	352,600	382,600	430,800	469,300	530,100	
29	196,300	248,900	282,800	325,700	354,200	384,100	432,400	470,300	531,100	

30	198,000	250,000	284,600	327,800	356,100	385,900	433,800	471,000	532,100	
31	199,900	251,000	286,400	329,900	358,100	387,800	435,100	471,900	533,000	
32	201,600	252,000	287,900	332,100	359,900	389,400	436,300	472,600	533,900	
33	203,300	253,100	289,200	333,300	361,900	391,300	437,600	473,300	534,700	
34	204,700	254,100	290,900	335,400	363,700	392,700	438,900	474,100	535,700	
35	206,200	255,000	292,600	337,300	365,600	394,200	440,200	474,800	536,400	
36	207,800	256,000	294,300	339,500	367,300	395,900	441,400	475,400	536,900	
37	209,100	256,900	295,900	341,400	368,700	397,300	442,700	476,000	537,600	
38	210,400	258,300	297,700	343,300	370,100	398,500	443,500	476,600	538,200	
39	211,700	259,500	299,500	345,400	371,500	399,800	444,300	477,200	539,000	
40	213,000	260,800	301,400	347,300	372,900	400,900	445,100	477,800	539,600	
41	214,300	262,100	302,900	349,300	374,300	402,000	445,700	478,300	540,200	
42	215,700	263,600	304,600	351,200	375,200	403,300	446,500	478,800		
43	217,000	264,800	306,200	353,100	376,300	404,500	447,200	479,200		
44	218,300	266,000	307,800	355,000	377,400	405,600	447,900	479,500		
45	219,400	267,200	309,500	356,600	378,300	406,300	448,700	479,800		
46	220,800	268,400	311,200	358,000	379,200	407,000	449,500	480,400		
47	222,100	269,700	312,800	359,500	380,100	407,800	449,900	480,800		
48	223,400	270,800	314,600	361,100	381,000	408,500	450,700	481,100		
49	224,500	272,000	315,500	362,700	382,000	409,100	451,200	481,400		
50	225,600	273,000	317,000	363,500	382,800	409,700	451,600	481,900		
51	226,600	274,200	318,600	364,700	383,600	410,200	452,000	482,300		
52	227,600	275,400	320,200	365,800	384,400	410,600	452,400	482,600		
53	228,700	276,400	321,800	366,700	385,100	411,000	452,800	482,900		
54	229,600	277,400	323,500	367,800	385,800	411,300	453,200			
55	230,500	278,500	325,100	368,700	386,600	411,600	453,600			
56	231,400	279,700	326,700	369,900	387,300	412,000	453,900			
57	231,700	280,600	328,200	370,800	387,800	412,300	454,200			
58	232,600	281,600	329,400	371,500	388,400	412,600	454,700			
59	233,300	282,500	330,600	372,200	389,000	412,900	455,000			
60	234,000	283,600	331,900	372,900	389,700	413,200	455,300			
61	234,700	284,800	332,600	373,400	390,100	413,500	455,600			
62	235,500	285,800	333,500	374,000	390,900	413,800	456,000			

63	236,200	286,700	334,300	374,700	391,500	414,100	456,300			
64	236,900	287,700	335,200	375,400	392,100	414,400	456,600			
65	237,500	288,300	336,100	375,700	392,500	414,700	456,900			
66	238,100	289,200	336,500	376,400	393,100	415,000				
67	238,700	289,900	337,200	377,100	393,700	415,300				
68	239,400	290,800	338,000	377,900	394,300	415,600				
69	240,100	291,800	338,800	378,200	394,800	415,800				
70	240,700	292,700	339,600	378,800	395,300	416,200				
71	241,300	293,500	340,300	379,500	395,800	416,500				
72	242,000	294,300	341,000	380,100	396,400	416,800				
73	242,700	295,100	341,500	380,400	396,700	417,000				
74	243,300	295,600	342,100	381,000	397,100	417,300				
75	243,900	296,000	342,600	381,700	397,500	417,600				
76	244,400	296,600	343,200	382,400	397,900	417,800				
77	245,000	296,800	343,600	382,800	398,200	418,000				
78	245,800	297,100	344,100	383,300	398,500	418,300				
79	246,500	297,300	344,500	383,900	398,800	418,600				
80	247,000	297,700	345,000	384,400	399,200	418,800				
81	247,500	297,900	345,400	384,900	399,400	419,000				
82	248,100	298,100	345,900	385,500	399,700	419,300				
83	248,700	298,500	346,400	386,000	400,000	419,600				
84	249,200	298,800	346,900	386,400	400,200	419,800				
85	249,800	299,100	347,200	386,800	400,400	420,000				
86	250,400	299,400	347,600	387,300	400,700					
87	251,000	299,700	348,200	387,700	401,000					
88	251,500	300,100	348,600	388,100	401,200					
89	252,000	300,400	348,900	388,500	401,400					
90	252,500	300,900	349,300	389,000	401,700					
91	252,800	301,200	349,800	389,400	402,000					
92	253,200	301,600	350,200	389,800	402,200					
93	253,500	301,800	350,400	390,100	402,400					
94		302,000	350,800	390,700						
95		302,300	351,300	391,100						

96		302,700	351,700	391,500						
97		302,900	351,900	391,800						
98		303,200	352,400							
99		303,600	352,800							
100		304,000	353,100							
101		304,200	353,400							
102		304,500	353,800							
103		304,900	354,200							
104		305,300	354,600							
105		305,500	355,100							
106		305,800	355,500							
107		306,200	355,900							
108		306,500	356,400							
109		306,700	356,900							
110		307,100	357,300							
111		307,500	357,600							
112		307,800	357,900							
113		308,000	358,400							
114		308,200								
115		308,500								
116		308,900								
117		309,100								
118		309,400								
119		309,700								
120		310,000								
121		310,400								
122		310,600								
123		310,900								
124		311,200								
125		311,500								

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 専門職給料表（第8条関係）

号給	給料月額
	円
1	385,000
2	432,000
3	483,000
4	545,000
5	622,000
6	727,000
7	849,000

備考 この表は、高度の専門的な知識経験又は優れた見識を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた見識を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させるために採用する必要があるとこの法人が判断し採用した職員に適用する。